

第二章 変体漢文の語順の派生過程

Edith Aldridge (E・オールドリッジ)*

1 はじめに

変体漢文は、上古・中世時代に使用されていた日本語の表記法の1つである。ただし、変体漢文は、音節ごとに直接的に表記する 仮名文とは違い、語順を始め、漢文の文法的要素を多く含むため、一見漢文体の一種に見える。例えば、(1a)においては、中国語の語順と同様、動詞がその目的語に先行する。漢文体の文章を訓読するには、(1b)に示すように、日本語の単語を漢字に置き換え、目的語を動詞の前に置いて、日本語で読める文章にする。

V NP

(1) a. 採 其地之青菜 (古事記・下巻・仁徳天皇)

NP V

b. その青菜を つむ

しかし、変体漢文における語順とその他の文法的要素が全て中国語の文法規則に従っているわけではない。(2)のように、目的語が動詞に先行する日本語の語順を表している例も少なくない。

NP V

(2) a. 此子 応降也。 (古事記・上巻・邇邇芸命)

b. この子を 降すべし。

また、(3)のように、二重他動詞がその2つの目的語の間に挟まれるよう

* ワシントン大学言語学科准教授

な、中国語にも日本語にも存在しないような語順の種類もある。

NP V NP

(3) a. 名 賜 曙立王 (古事記・中巻・垂仁天皇)

NP NP V

b. 曙立の王に 名を 賜ひて、

「その曙立王に名前を賜り、」

築島(1963)、峰岸(1980, 1986)、西宮(1993, 1995)、山口(1995)、中川(1995)、馮(1995)、浅見(1995)、山口(1995)、Rabinovitch(1996)、瀬間(1999)、沖森(2000)、内田(2005)等、変体漢文における語順の独特さに焦点を当てている先行研究は少なくない。しかしながら、その殆どは、以上の(2)や(3)のように中国語から逸脱している例を、日本人である著者による中国語の間違いとしか考えておらず、その本質を分析しようとしていない。例えば、西宮(1993:19)は、変体漢文を「純粹の『漢文体』(中国語でも読める文章)を下敷きにして、それを日本語の構文として読めるように歪曲した文体である」というふうにまとめている。

これに対して本論は、下敷きにあるのは中国語ではなく日本語だと仮定すれば、変体漢文に現れている語順の基本的なパターンは簡単に説明できると主張する。したがって、変体漢文の語順に現れている独特さは、中国語を書くときに生じた誤りではなく、基となっている日本語の語順を漢文体に類似したものに変えて派生した結果とみなすことができる。つまり、変体漢文の語順は、随意的な間違いではなく、非常に規則性を持っている文体であるという結論が得られる。本論は、『古事記』、『日本靈異記』と『将門記』における変体漢文の語順を分析し、それを日本語から派生できる変換規則を提案する。

2 『古事記』における語順の派生

(1)に示した「動詞・目的語」のような中国語型語順は日本語の「目的語・動詞」から容易に派生できる。生成文法理論(Chomsky 1981等)の枠組み内で文の句構造を分析すると、一般に他動詞構文に現れる動詞とその目的語は動詞句という構成素をなし、動詞をその句の主要部と考え、動詞に隣接する目的語をその補部と考えるのである。実際に、『古事記』の例文を見ていくと、語順が交換されている要素は常に動詞または後置詞とその補部であるから、本論は(4)の語順変還規則を提案する。

(4) 『古事記』の語順の派生過程

主要部(動詞と後置詞)とその補部の位置を入れ換える。

その過程を具体的に見てみると、(5a)の読み下し文を下敷きにある日本語と考えれば、目的語「その青菜を」と動詞「つむ」の位置が逆になり、本文に現れている「動詞・目的語」の漢文的語順になるのである。

V

(5) a. [_{VP} [_{NP} その青菜を] つむ] (読み下し)

V

b. [_{VP} 採 [_{NP} 其地之青菜]] (古事記・下巻・仁徳天皇)

動詞句と同様に後置詞句(PP)においては、Pを主要部と考え、その目的語である名詞句を補部と考えるので、(4)の語順変換規則が適用されると、NP—Pという日本語の語順は漢文的なP—NPになる。

NP P

(6) a. [_{PP} [_{NP} そこ] より]

P NP

b. [_{PP} 自 [_{NP} 其地]] (中巻・神武天皇)

本節において、『古事記』におけるいくつかの構文を取り上げ、これらの語順が(4)の適用によって派生できることを論証したい。

2.1 不定主語

動詞句内部に現れる目的語と違って、主語は動詞句の外側に位置する。したがって、主語が(4)の適用対象とならないことが予想されるが、正にその通りである。『古事記』における主語は必ず動詞に先行する。

- [_S NP [_{VP} V]]
- (7) a. 到気多之前時、裸兔 伏也。 (上巻・大国主神)

気多の前に到りし時、裸の兔伏せりき。

「けたの崎に着いたとき、裸の兔がそこに横になっていた。」

- PP [_S NP [_{VP} V]]
- b. 於頭者、大雷 居 (上巻・伊邪那岐命と伊邪那美命)

頭には、大雷居り、

「頭には雷神がいて」

(7)における主語は不定名詞句であるが、不定な主語を持つもう一種類の構文は存在文である。この場合にも、主語は動詞に先行する。

- [_S NP [_{VP} V LOC]]
- (8) a. 火打 有 其裏。 (中巻・景行天皇)

- [_S NP [_{VP} LOC V]]
- b. 火打ち そのうちに ありき。

「その(袋の)中に火打石があった。」

- [_S NP [_{VP} V LOC]]
- (9) a. 須佐之男命以為 人 有 其河上 (上巻・天照大神)

- [_S NP [_{VP} LOC V]]
- b. 須佐之男の命、人 其の河上に 有り と以為ひて
- 「須佐之男の命は、川の岸に人がいると思って、」

これに対して当時の中国語においては、現代中国語と同じように不定名詞句が動詞に先行することはほとんどない。特に存在文の場合には、その存在が主張される名詞句は必ず動詞に後続する。

- LOC [_{VP} V NP]
- (10) a. 村中 有 好美水。 (『百喻經』34)
- 「村に、きれいな水がある。」

- TIME [_{VP} V NP]
- b. 昔 有 愚人。 (『百喻經』4)
- 「昔、愚かな人がいた。」

こうした中世中国語との対比性から、(7)-(9)における「主語・動詞句」の語順は中国語の真似ではないことは明らかであるが、(4)の適用によって簡単に説明できる。主語が動詞句の外にあるので、基となっている日本語の文章に(4)が適用されると、動詞と位置を交換する要素は、その補部位置を占める構成素のみである。具体的には、(8)と(9)における動詞は場所を表す名詞句の前に置かれるが、主語は依然として動詞に先行する。

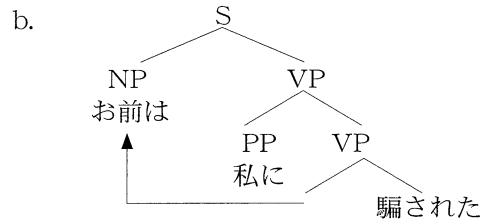
2.2 受動文の動作主

『古事記』における受動文の動作主も動詞に先行する。これもまた、(4)の語順変換規則によって説明できる。つまり、動作主の構造的な位置により(4)の適用対象にならないのである。

受動文における動作主は、意味的な目的語である被動者ではないため

動詞の補部位置を占めることができず、それより高い位置にしか現れ得ない。通常においては受動文の動作主は VP の付加詞と分析される。一方、受動文の主語は被動者なので元々は動詞の補部位置を占めるが、他に主語になりうる名詞句がないので、文頭の主語位置に移動しなければならないのである。

(11) a. お前は(私に)騙された。



その結果、動作主も被動者も動詞の補部位置に現れていないので、『古事記』においては、両方動詞に先行することが予想されるが、予想通り『古事記』における受動文は以下のように「主語・動作主・動詞」という語順を示している。「見」は古代中国語（紀元前3-5世紀）に倣って受動態を表す形態素として使われている。

(12) a. 汝者 我 見欺。 (上巻・大国主神)

汝-主題 我 受動+欺
汝(な)は我に欺かえつ。
「お前は私に騙された。」

b. 其身皮 悉 風 見吹折。 (上巻・大国主神)

其の身の皮、悉に風に吹きさかえき。

「体中の皮膚は風に吹かれて、裂けていた。」

中国語の例を見てみると、受動形態素「見」が使用された構文は『古事記』と大いに異なる。古代中国語の受動文における動作主は動詞の後ろに現れる。

(13) 卒 見弒 於 其臣。 (韓非子、十過)

最後に 受動-暗殺に その部下

「最後に自らの部下に暗殺された。」

このため、『古事記』における受動文の語順も中国語の真似であるとはいえないが、(4)の適用によって日本語から派生することはできる。つまり、動作主が動詞句の補部位置を占めていないので、この語順変換規則の対象にならないので、動詞と位置を交換することはない。

2.3 二重他動詞文

次に、第1節でも触れた例(3)のような二重他動詞文を見てみることにする。その分析に入る前に、当時の中国語における二重他動詞文の語順を観察し、『古事記』におけるNP-V-NP、つまり動詞が2つの目的語の間に現れる種類の語順が存在しないことを確かめておきたい。

上代語から中古語までの中国語における二重他動詞構文には以下の3種類がある。(14a, b)のように、動詞が両方の目的語に先行することが多いが、(14c)のように直接目的語が動詞句内から移動して、虚詞「以」の後ろに現れることも可能である。

2.4 目的語の移動

では最後に、第1節で触れた例(2)のように唯一の目的語が動詞に先行する例を分析してみる。この様な例文は、一見(4)の語順変換規則が適用されていないように見えるが、実際には、(4)が適用されても、動詞と目的語の相対的位置は変わらないとも考えられる。それは、Miyagawa(2010)等の分析を導入すれば、この文章の下敷きにある日本語文における目的語が先行文脈の影響を受けて、動詞句内にある元の位置から移動しており、(4)の適用対象になっていないと想定できるからである。

具体例を挙げて説明すると、以下に示す例において目的語は動詞だけでなく、副詞にも先行しているので、動詞句の外に移動していることは明らかである。

- (17) a. NP ADV V (古事記・中巻・応神天皇)
山河之物 悉 [VP 備設 __]
山河の物を 悉に 備へ設けて、
「山河の産物をことごとく備え用意して…」

- b. NP ADV ADV VP (中巻・景行天皇)
茲山神者、 徒手 直 取。
この山の神は、徒手に 直に 取てむ。
「この山の神は素手で直接討ち取ってしまおう。」

たとえ副詞がなくても、動詞に先行する目的語は動詞句内部から移動しているとも仮定できる。なぜなら、それらの目的語はすべて先行文脈とのつながりが強く、話題化されているからである。例えば、(18b)における目的語は、その文章に先行する(18a)にも現れており、話題になっている。

- (18) a. 子生出、名…。
子生れ出でつ、名は…ぞ。

- NP VP
b. 此子 [応降 __] 也。 (古事記・上巻・邇邇芸命)
この子を 降すべし。

そこで、Miyagawa(2010)の提案に従って、話題化された目的語が動詞句の外に移動していると仮定すれば、(18b)における動詞と目的語の相対的位置が変わっていないことは容易に説明できる。要するに、動詞の補部位置が空白になっていて、動詞と補部の位置を入れ換えても、語順は変わらないのである。

ここで、はっきりさせておかなければならないことは、語順変換規則の適用によって動詞の後ろに置かれている、(1)と(5)における目的語は、先行文脈とつながりがなく、この文章において、初めて文脈に導入されているということである。

- (19) a. V
[VP 採 [NP 其地之青菜]] (古事記・下巻・仁徳天皇)
- b. V
[VP [NP その青菜を] つむ]

先ほど見てきた二重他動詞文についても同じことが言える。動詞の前に現れている目的語は先行文脈に現れていない。これは(20b)の場合に特にはっきりしている。この文章で表されている火をつける動作によって初めてその火が存在するからである。

- (20) a. NPヲ V NPニ
 名 賜 曙立王 (古事記・中巻・垂仁天皇)
 曙立の王に名を賜ひて
 「その曙立王に名前を賜り」
- [_{VP} NPヲ [_V V NPニ]]
 b. 其國造 火 著 其野。 (中巻・景行天皇)
 其の國造、火を其の野に著けき。
 「その頭目が野原に火をつけた。」

ここで、動詞に先行する目的語は必ずしも動詞句の外側に移動していると限らない。動詞句内の元位置に現れていても、その位置が動詞の補部位置でなければ、(4)の適用対象にならない。

ここで、中川(1995)の提案に議論を戻すと、動詞の位置が単に目的語を明示するためであれば、(18b)のように目的語が動詞に先行する例は容易に説明できない。それに対して、本論で主張しているように、動詞と目的語の位置関係は句構造に忠実であり、(4)の語順変換規則を導入すれば、以上見てきた3種類の語順は1つの原則によって分析できる。

2.5 『古事記』のまとめ

本節において、『古事記』における変体漢文の語順を観察し、それを派生する規則を提案した。『古事記』の変体漢文は明らかに中国語を真似ただけで得られた結果ではないことも見てきた。このテキストにおける語順は、日本語の語順を基として、動詞句内にある動詞とその補部の相対位置を交換して派生できると主張してきた。次節においては、後世のテキストを観察し、『古事記』とほぼ同じ語順変換規則が運用されていることを指摘する。

3 他のテキストとの比較

後世のテキストにも『古事記』とほぼ同じ語順のパターンが現れている。相違点もあるが、(4)の語順変換規則と類似した過程を想定すれば、これらのパターンも容易に説明できる。

『古事記』における変体漢文の語順は、日本語の語順を基として、動詞とその補部の位置を交換することによって派生すると提案した。したがって、補部位置より高い構造的位置を占める構成素は依然として動詞に先行する。

- (21) 日本語 変体漢文
 $[\text{VP NP1 } [\text{V NP2 V}]] \Rightarrow [\text{VP NP1 } [\text{V V NP2}]]$

本節においては、二重他動詞文と受動文を例にとって9世紀の『日本靈異記』と10世紀の『将門記』における変体漢文の語順を分析する。『古事記』と同じように、『日本靈異記』と『将門記』における動詞は動詞句内の他の要素と位置を交換するが、それは補部だけではなく、動詞句内のすべての要素である。つまり、『日本靈異記』と『将門記』における動詞は、動詞句の一番最初の位置に置かれるのである。

- (22) 日本語 変体漢文
 $[\text{VP NP1 NP2 V}] \Rightarrow [\text{VP V NP1 NP2}]$

こうして、語順変換規則を多少修正することによって、後世のテキストにおける変体漢文の語順を派生することができる。

3.1 二重他動詞文

第2節で述べてきたように、『古事記』の二重他動詞文においては1つの

目的語しか動詞に後続できないが、『日本靈異記』と『将門記』においては両方の目的語が動詞に後続することがある。それは、直接目的語が不定名詞句の場合であるが、このパターンは(22)の規則によって容易に説明できる。動詞を句の最後の位置から最初の位置に移動させれば、日本語の[_{VP} NP ヲ NP ニ V]の語順を変体漢文の[_{VP} V NP NP]の語順を派生するのである。

(23) a. 栗田卿 遣 使 八方
[_{VP}V NP NP] (『靈異記』上巻31縁)

b. 栗田の卿、使を 八方に 遣はし、
「栗田卿は使者を八方に派遣し、」

(24) a. 振 兵名 於畿内 施 面目 於京中
[_{VP}V NP PP] [_{VP}V NP PP] (『将門記』)

b. 兵の名を 畿内に 振るひ、面目を 京中に 施す。
[_{VP}NP ヲ NP ニ V] [_{VP}NP ヲ NP ニ V]

これに対して、直接目的語が定名詞句の場合には、動詞は2つの目的語の間に現れる。

(25) 彼里牧牛村童、山川蟹取八而将焼食。是女見之、勸牧牛白、その里の牧牛(うしかひ)の村童(さとわらべ)山川に蟹を八つ取りて、焼き食はむとす。この女見て、牧牛に勧めて、ものいはく

a. … 此蟹 免 我。
NP [_{VP}V__ NP] (『靈異記』中巻12縁)

b. … この蟹を 我に 免せ といふ。
NP ヲ [_{VP}__ NP ニ V]
「この蟹を私に譲れと言う。」

(26) a. 如天女容好女 賜 我
NP [_{VP}V__ NP] (『靈異記』中巻13縁)

b. 天女の如き容好き女を 我に 賜へ
NP ヲ [_{VP}__NP ニ V]

(27) a. 具 由 聞 於京都。
NP [_{VP}V__ PP] (『将門記』)

b. 具に その由を 京都に 聞く。
NP ヲ [_{VP}__NP ニ V]

このパターンは表面上、『古事記』におけるNP-V-NPと同じであり、一見、『日本靈異記』と『将門記』における動詞の位置を説明するために2つの語順変換規則が必要であるように見える。しかし、前節で述べてきたように、Miyagawa(2010)の提案に従って、話題化された目的語が動詞句の外に移動していると仮定すれば、以上の動詞の位置を説明することができる。(25)の目的語が話題化されていることは、「彼里牧牛村童」で始まる先行文脈から容易に分かる。そこで、(25a)、(26a)と(27a)の例文に現れている語順は(23a)と(24a)と同じように説明できる。つまり、話題化された目的語が動詞句の外に移動している結果、(22)の適用によって動詞が動詞句の最初の位置に回されても動詞句外部にある目的語に先行することはないのである。

3.2 『将門記』における受動文

先ほど述べたように、目的語の定性によって『日本靈異記』と『将門記』における二重他動詞文は2種類に分かれている。ところで、『将門記』における受動文にも同じパターンがある。2.2節で述べたように、『古事記』における受動文の動作主は必ず動詞に先行する。

- (28) [S NP [VP NP [V V]]]
 汝者 我 見欺。 (上巻・大国主神)
 汝(な)は我に欺かえつ。
 「お前は私に騙された。」

2.2節で述べたように、これは(4)によって容易に説明できる。動作主が動詞の補部位置を占めるのではなく動詞句に付加されているため、動詞と位置を交換しない。

- (29) 日本語 変体漢文
 [VP NP 二 [VP V]] => [VP NP [VP V]]

これに対して、『将門記』における受動文は、二重他動詞文と同様に2つの種類に分かれている。動作主が不定名詞句の場合には、動詞を後続する。不定の動作主が動詞句の内部に付加されていると仮定すれば、(22)の語順変換規則が適用されると、動詞が動詞句の最初の位置に移動した結果、動作主を先行することになる。

- (30) a. 将門 [VP 被 V NP]
 被摺 度々之敵
 将門 受動+挫く 多くの敵

- b. 将門は [VP NP 二 V ラル]
 度々の敵に 挫かれ、

- (31) a. 万五千之絹布 [VP 被 V NP]
 被奪 五主之客

- b. 万五千の絹布は、 [VP NP 二 V ラル]
 五主の客に 奪はれ、
 「万五千の絹布は、五人の持ち主に奪われ、」

一方、定名詞句の場合には、動作主は動詞に先行する。ここで、目的語と同様に、動作主が定名詞句の場合には、動詞句の外側に移動していると仮定すれば、(22)の適用によって動作主と動詞の相対的位置を説明することができる。要するに、動詞が動詞句の最初の位置に移動しても、動詞句の外側にある動作主を先行することにはならない。

- (32) a. 為 NP ADV [VP 被 V _]
 為 夫兵等 悉 被 慮領

- b. NP ノタメニ ADV [VP _ V ラル]
 その兵らのために、悉く 慮領さるるなり。
 「皆それらの兵隊に捕虜された。」

- (33) a. 息子扶・隆・繁等 為 NP [VP 被 V _]
 為 将門 被 害 之由

- b. 息子扶・隆・繁ら NP ノタメニ [VP _ V ラル]
 将門のために、 害せられし の由
 「息子の扶・隆・繁らが将門に殺されたという知らせ」

本節において、後世のテキストにおける語順が『古事記』と多少異なっているにもかかわらず、『古事記』と類似している規則によって派生できることを観察してきた。具体的に言うと、『古事記』の場合には、基となっている日本語の動詞(と後置詞)をその補部の前に置く。

- (34) 変体漢文の語順の派生過程 (8世紀のテキスト)
 主要部(動詞と後置詞)とその補部の位置を入れ換える。

これに対して、9世紀以降のテキストにおいては、動詞をその直前にある補部のみならず、動詞句内のすべての要素の前に置く。

- (35) 変体漢文の語順の派生過程（後世のテキスト）
 主要部（動詞と後置詞）を句の最初の位置に置く。

いうまでもないが、後世の変体漢文の語順は、前世より中国語に近づいているように見える。

- [_{VP} V NP PP]
 (36) a. 求 仏法 於 大唐 （『日本靈異記』上巻22縁）
 仏法を 大唐に 求め、

- [_{VP} V NP PP]
 b. 送 一車枝 與 和公。（『世説新語』下巻・儉嗇）
 送る 一個 車 枝 に 和公
 「車にいっぱい積んである枝を和公に送った。」

しかし、この新しい傾向も中国語の真似だということではできないであろう。なぜなら、本節で述べてきたように、中国語型のパターン V-NP-NP の他に中国語に見出さない NP-V-NP というパターンもあり、かつこの2つのパターンの使い分けを決定する規則があるからである。したがって、語順変換規則の変化の理由としては、日本語そのものをもっと充実に表記するためだといったほうが相応しいであろう。

4 まとめ

以上、『古事記』、『日本靈異記』と『将門記』における変体漢文の語順を、下敷きにあった日本語文から簡単に派生できる語順変換規則を提案し、論証してきた。前世と後世のテキストで運用されている規則に多少の相違点を認めなければならないが、各テキストにおける変体漢文の語順は一貫した規則性を持っていることは明瞭である。この規則性もまた、変体

漢文の語順が随意的な中国語の誤りではなく、日本語そのものを表記する手段であることを裏付けていると見てよいであろう。

【参考文献】

- 浅見徹 (1995) 「古事記の漢字使用について」、『古事記研究体系 10: 古事記の言葉』、古事記学会編、高科書店（東京）、69-78
- 馮良珍 (1995) 「古代汉语和日语的交融 - 『古事記』的语言特色」、『中国语言学报』1995.7:114-120
- 峰岸明 (1980) 「変体漢文」、『国語学大辞典』、東京堂（東京）
- 峰岸明 (1986) 『変体漢文』、東京堂（東京）
- 中川ゆかり (1995) 「古事記のくふう：目的語（ヲ格）を明示するために」、『古事記研究体系 10: 古事記の言葉』、古事記学会編、高科書店（東京）、157-189
- 西宮一民 (1995) 「古事記の文」、『古事記研究体系 10: 古事記の言葉』、古事記学会編、高科書店（東京）、1-20
- 西宮一民 (1993) 『古事記の研究』、おうふう（東京）
- 野村剛史 (1993) 「上代語のノとガについて（上）」、『国語国文』62.2:1-17
- 沖森卓也 (2000) 『日本古代の表記と文体』、吉川弘文館（東京）
- 瀬間正之 (1999) 「漢字で書かれたことば：訓読的思惟をめぐって」、『国語と国文学』76.5:36-46
- 築島裕 (1963) 『平安時代の漢文訓読語につきての研究』、東京大学出版会（東京）
- 内田賢徳 (2005) 『上代日本語表現と訓詁』塙書房（東京）
- 山口佳紀 (1995) 『古事記の表記と訓読』有精堂（東京）

Chomsky, Noam. 1981. Lectures on Government and Binding. Dordrecht and Cinnaminson, NJ: Foris Publications.

Miyagawa, Shigeru. 2010. Why Agree? Why Move? Unifying Agreement-based and Discourse Configurational Languages. Cambridge, MA: MIT Press.

Rabinovitch, Judith N. 1996. An Introduction to Hentai Kambun (Variant Chinese). Journal of Chinese Linguistics 24.1:98-127.

【日本語の一次資料】

『古事記・祝詞』、日本古典文学大系 1、岩波書店、1972

『古事記』、日本古典文学全集 1、小学館、第四版発行、昭和 48

『日本霊異記』、日本古典文学大系 70、岩波書店、1967

『将門記』、新撰日本古典文庫 2、現代思潮社、1975

【中国語の文献】

中央研究院語言學研究所（台灣）漢籍電子文獻

<http://hanji.sinica.edu.tw/>

ISBN 978-957-786-895-4

Printed in Taiwan, 2016

日本語の様々な姿を考える 黄憲堂教授記念論文集

編 者 馬耀輝
 發行人 艾天喜
 發行所 致良出版社有限公司
 編輯部 台北市南京西路 12 巷 9 號 5 樓
 業務部 台北市南京西路 12 巷 19 號 1 樓
 電話 (02)25710558・25216904
 傳真 (02)25231891・25118182
 網址 <http://www.jlbooks.com.tw>
 E-mail jlbooks@jlbooks.com.tw
 郵撥帳號 1076715-5 戶名：致良出版社
 (單次購書未滿 1000 元者，請加處理費 80 元)

出版登記 局版台業字第 3641 號
 印刷所 皇城廣告印刷事業股份有限公司
 初版一刷 中華民國 105 年 12 月
 法律顧問 陳培豪律師

定價
書 500 元

・裝訂錯誤時請寄回本社換書・

・版權所有 翻印必究・